

資料 2

水道事業基本計画について
(審議会案)

高槻市水道事業審議会

7月9日現在稿

目次

第1章 計画の策定背景と位置付け

- (1) 策定の背景 1
- (2) 計画の位置付けと計画期間 2

第2章 水道事業の概要と現状評価

- (1) 水道事業のあゆみ 3
- (2) 位置と地形 4
- (3) 水道水源と給水区域 6
- (4) 水需要の状況 8
- (5) 施設の状況 9
- (6) 管路の状況 15
- (7) 水質の管理 18
- (8) 危機管理 19
- (9) お客さまサービス 25
- (10) 環境への配慮 27
- (11) 経営状況 28
- (12) 組織体制と人材育成 33
- (13) 経営比較分析表 36

第3章 水道事業を取り巻く環境と将来の事業環境・課題

- (1) 水道法改正 40
- (2) 水需要予測 41
- (3) 料金収入の見通し 44
- (4) 水道施設の老朽化と災害リスク 46
- (5) 広域連携の状況 53

目次

第4章 将来像と方針

(1) 基本理念と将来像	5 4
(2) 【安全】安全・安心な水道水の供給	5 6
(3) 【強靱】災害に強く、しなやかな水道の整備	6 1
(4) 【持続】いつまでも信頼される水道	6 6
(5) 重要業績評価指標(KPI)と目標値	7 6
(6) 重点事業	8 0

第5章 投資・財政計画

(1) 「投資・財政計画」の考え方	8 2
(2) 投資及び財源の見通し	8 2
(3) 収支見通しの前提条件	8 4
(4) 収益的収支の見通し	8 6
(5) 資本的収支の見通し	8 8
(6) 収支・資金残高の見通し	9 0
(7) 持続可能な水道事業に向けての取組方針	9 1

第6章 計画の推進に当たって

(1) 推進体制	9 3
(2) 公開	9 4

第1章 計画の策定背景と位置付け

(1) 策定の背景

水道は市民生活に直結したインフラであり、水道事業の使命は、安全・安心な水を安定的に供給することです。本市では、平成 23(2011)年 1 月に、水道事業の課題解決に向けた基本的な方向を明らかにした総合的な計画として、本市の水道事業ビジョンにあたる『高槻市水道事業基本計画（平成 23 年度～令和 2 年度）』（以下「基本計画」という。）を策定しました。

基本計画期間中の日本国内では、平成 23(2011)年の東日本大震災や平成 28(2016)年の熊本地震を始め、全国各地で大規模災害が発生し、甚大な被害をもたらしたことで、インフラの耐震化及び老朽化対策など、社会基盤整備が国としての大きな課題であることが明らかになりました。また、本市においては、平成 30(2018)年 6 月に発生した大阪府北部地震で震度 6 弱の強い揺れに見舞われ、大きな被害を受けることとなり、水道に関しても、一時約 8 万 6,000 戸に濁水・断水が発生するなど、市民生活に多大な影響を及ぼす事態となりました。これらの自然災害に起因する水道施設の損壊により、水道水の供給に支障が生じた事例が相次いだことから、「安全」で「強靱」な水道の供給の必要性が更に高まっています。

災害への対策については、南海トラフ地震等、今後発生が予想される大規模災害を想定し、各施設の耐震化を進める必要があります。また、全国各地で大規模な漏水が発生するなど、水道管の老朽化が大きな課題となっています。本市は昭和 30～40 年代に全国でも屈指の人口急増を経験し、それに合わせ水道施設も一気に整備しましたが、今後、それらが続々と更新時期を迎えることから、施設状況を勘案し、計画的に整備していくことが必要です。

一方で、人口減少社会の加速と相まって水需要は低下し、給水収益は減少していくことが予想されます。収入減少と支出増加による収支状況のひっ迫など、これまで以上に厳しい経営環境が見込まれる中で、水道事業を健全な状態で「持続」できるよう取り組む必要があります。

このような中、厚生労働省は、平成 25(2013)年 3 月に、これまでの水道ビジョンに代え、新たな時代に求められる変革に対応するため、安全、強靱、持続の 3 つの観点に基づく「新水道ビジョン」を公表しました。また、総務省は、水道事業を含む全国の地方公営企業に対し、持続可能な経営の確保のため、令和 2(2020)年度までに『経営戦略』を策定することを求めています。

さらに、平成 30(2018)年 12 月の水道法改正では、直面する課題に対応し水道の基盤の強化を図るために、広域連携や水道の維持管理及び計画的更新、水道事業等の健全な経営の確保等について一定の方向性を定めています。

こうした状況から、基本計画の計画期間が満了することに伴い、本市としても新時代の水道事業を運営していくため、新たな計画として、『高槻市水道事業基本計画（令和 3 年度～令和 12 年度）』（以下「本計画」という。）を策定するものです。

(2) 計画の位置付けと計画期間

(高槻市水道事業基本計画)

本計画は、厚生労働省が『新水道ビジョン』に基づき水道事業体に策定を求めている『水道事業ビジョン』と、総務省が策定を求めている『経営戦略』とを兼ねた高槻市水道事業の基本計画として位置付けるものとし、計画期間は令和 3(2021)年度から令和 12(2030)年度までの 10 年間とします。

(実施計画)

本計画の実施に当たっては、本計画の方針に基づいた具体的取組をまとめた実施計画を策定し、個別具体的な事業について、各年度の予算等に反映していくものとしています。

なお、上位計画である『第 6 次高槻市総合計画』や、関係団体である大阪府及び大阪広域水道企業団の高槻市域に係る広域計画と矛盾することがないように整合を図っています。

図表 1-1 本計画の位置付け

